



情報通

2021 . July

7月号

発行：東京税理士会 情報システム部
デジタル化委員会
題字：神津 信一 (四谷)
(税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

デジタル化委員会創設記念 ～デジタル庁設置の経緯と税理士業務のデジタル化～

デジタル化委員長 北山 雅也

1. はじめに

この度、第65回定期総会において、新たに創設されましたデジタル化委員会の委員長を務めさせていただくこととなりました北山雅也(北沢支部所属)です。

本委員会では、会員業務のデジタル化支援を行うための「デジタル化相談室」の運営と、ウェブを利用したタイムリーな情報発信を行うために、本会ホームページ内会員専用ページに「情報配信室@千駄ヶ谷」を開設し、動画による情報発信を行います。また、会員のデジタルスキル向上のための勉強会・研究会等の実施や、政府が推進する行政デジタル化に対応するため、本会支部業務のデジタル化の支援を今後進めていきます。

さて、昨年発生した新型コロナウイルス感染症拡大により、我が国の政府・行政・社会システムのデジタル化が諸外国と比べ、明らかに立ち遅れていることが白日の下にさらされました。

政府としても、新型コロナウイルス感染症を防ぎつつ、国民支援を行う必要から、行政手続きの非対面化のため各種申請手続きをオンライン化しましたが、多くの不具合が発生し、デジタル化の遅れが大きな障害となりました。特別定額給付金のオンライン申請に至っては、申請内容を紙に印刷して担当官が読み合わせチェックするという、何のためにオンライン化したのか分からないような状況となりました。

2. IT基本法の廃止とデジタル庁の設置

このような問題を解決するため、何のためのデジタル化なのか、どんな社会を実現するか、そのためにどのような取組を行うか等について検討され、デジタル社会を形成するための10の基本原則を大方針として決定し、法改正を行うこととなりました。また、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁を設置することになり、個人情報保護や押印手続き、マイナンバーの活用等関係する法律も整備することになりました。

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の概要

<p>デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを提供でき、多様な幸せが実現できる社会へ。誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化へ。</p> <p>デジタル社会形成の基本原則 (①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靭、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包括・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献)</p>	
<p>IT基本法の見直しの考え方</p> <p>IT基本法施行後の状況の変化・法整備の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> データの多様化・大容量化が進出し、その活用が不可欠 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れ等が顕在化 <p>⇒IT基本法の全面的な見直しを行い、デジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁(仮称)を設置</p>	<p>デジタル庁(仮称)設置の考え方</p> <p>基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 強力な総合調整機能(動労機)を有する組織 基本方針策定などの企画立案、国の情報システムの統括・監視、重要なシステムは自ら整備 <p>デジタル庁(仮称)の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の情報システム：基本的な方針を策定。予算を一括計上することで、統括・監視。重要なシステムは自ら整備・運用 地方共通のデジタル基盤：全国規模のクラウド移行に向けた標準化・共通化に関する企画と総合調整 マイナンバー：マイナンバー制度全般の企画立案を一元化。地方公共団体情報システム機構(J-LIS)を国と地方が共同で管理 民間・準公共部門のデジタル化支援：重点計画で具体化。準公共部門の情報システム整備を統括・監視 データ活用：ID制度等の企画立案、ベース・レジストリ整備 サイバーセキュリティの実現：専門チームの設置、システム監査 デジタル人材の確保：国家公務員総合職試験にデジタル区分(仮称)の創設を検討要請 <p>デジタル庁(仮称)の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣直屬。組織の長を内閣総理大臣とし、大臣、副大臣、大臣政務官、特別職のデジタル監(仮称)、デジタル審議官(仮称)他を置く 各省の定員増員・新規増、非常勤採用により発足時は500人程度 CTO(最高技術責任者)やCDO(最高データ責任者)等を置き、官民間問わず適材適所の人材配属 地方公共団体職員との対話の場「共創プラットフォーム」を設置 令和3年9月1日にデジタル庁(仮称)を発足
<p>どのような社会を実現するか</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民の幸福な生活の実現：「人に優しいデジタル化」のため徹底した国民目線でユーザーの体験価値を創出 「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現：アクセシビリティの確保、格差の是正、国民への丁寧な説明 国際競争力の強化、持続的・健全な経済発展：民間のDX推進、多様なサービス・事業・就業機会の創出、規制の見直し <p>デジタル社会の形成に向けた取組事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ネットワークの整備・維持・充実、データ流通環境の整備 行政や公共分野におけるサービスの質の向上 人材の育成、教育・学習の振興 安心して参加できるデジタル社会の形成 <p>役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間が主導的役割を担い、官はそのための環境整備を図る 国と地方が連携し情報システムの共同化・集約等を推進 <p>国際的な協調と貢献、重点計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> データ流通に係る国際的なルール形成への主体的な参画、貢献 デジタル社会形成のため、政府が「重点計画」を作成・公表 	

URL : <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/201225/siryou3.pdf>

IT基本法は、IT(情報技術)政策全体の基本理念や重点計画を定めた法律で、2001年に同法に基づき政府のIT戦略「e-Japan戦略」をまとめ、5年以内に世界最先端のIT国家を目指すとしたものです。その後IT戦略や政策集を毎年策定していましたが、デジタル化の歩みは遅く、IT担当大臣にハンコ議連の会長や、パソコンも使ったことのない議員が就任する等、とてもIT化を本気で推進する気は感じられず、今回IT基本法は廃止されることになりました。

廃止されたIT基本法に代わり、令和3年2月9日衆議院にデジタル社会形成基本法とデジタル庁設置法、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の法案が提出され、その後5月12日に参議院で可決成立しました。

デジタル社会形成基本法では、「デジタル社会」を、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、先端

的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会と定義し、デジタル庁を新たに設置し、デジタル社会の形成に関する重点計画を作成することとしています。

デジタル庁は本年9月1日に発足し、内閣に設置され、デジタル庁の長及び主任の大臣は内閣総理大臣となります。所掌となる事務は、内閣補助事務と重点計画作成・推進、マイナンバー・マイナンバーカード・法人番号の利用に関する事項、情報提供ネットワークシステムの設置及び管理、商業登記電子証明、電子署名、公的個人認証(検証者に関する事)、電子委任状に関する事務、データの標準化、外部連携機能、公的基礎情報データベース(ベース・レジストリ)に係る総合的・基本的な政策の企画立案等、情報システムの整備・管理に関する基本的な方針の作成及び推進、国が行う情報システムの整備・管理に関する事業の統括監視、予算の一括計上及び当該事業の全部又は一部を自ら執行することと多岐にわたっています。

3. 次期税理士法改正

日税連の神津会長が令和3年1月12日に、次期税理士法改正について次のようなコメントを公表しました。

「税理士法改正を目指す原点は、書面申告・紙ベースが前提の税理士法をデジタル時代に対応させなければならないというものであり、これと今回の大綱で示されたコロナ禍社会におけるデジタル化の要請とが完全にマッチしたものとなりました。(以下略)」

このように日税連においても、デジタル化を積極的に進める方針です。

4. 税理士業界への影響

我々税理士にとっては、デジタル化は避けて通れない既定路線であったと思いますが、デジタル庁の創設により今まで以上に急速に進展することは間違いないと思います。また、行政機関の間での情報連携・番号制度の活用が進み、さらに民間へのその利用を拡大していくものと思われれます。

さらに、消費税インボイス制度の導入に伴い、電子インボイスの検討も始められています。

5. デジタル化への道程

では、どのようにデジタル化に取り組むかですが、

- Step 1 電子申告
- Step 2 事務所のペーパーレス化
- Step 3 事務所業務におけるデジタルツールの活用(RPA等)
- Step 4 テレワーク

デジタル化へは、このような段階が考えられますが、全ての段階が出来ないといけない訳ではありません。

Step 1の電子申告は、税理士業務デジタル化の必修科目で1丁目1番地と言って良いと思いますので、必ず取り組んで頂きたいと思います。

Step 2からStep 4は、それぞれの会員の皆様が必要と思われるもの、出来そうなものに取り組んで頂ければ十分です。

特にStep 3は、基本的なプログラミング知識が必要となることもありますので、ハードルが少し高いと思います。

また、Step 4のテレワークは、技術的には十分可能ですが、税理士法第41条の2(使用人の監督義務)や税理士法第40条(事務所の設置規定)等に抵触しないように慎重に行う必要もあります。

なお、Step 1からStep 4の全てに関係することとして、情報セキュリティに対するリテラシーも必須となることを忘れてはいけません。

最後になりますが、デジタル化委員会では会員の皆様のデジタル化に有用な情報提供等、積極的に活動していきますので、会員の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

